

## 1 鴻巣市介護予防訪問介護相当サービスの実施に係る留意事項

### 鴻巣市介護予防訪問介護相当サービス（1月当たり）

- 1 事業の実施に当たっては、「鴻巣市介護予防訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービスの事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（平成28年鴻巣市告示第319号）」により、その他定めのない事項については、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号）、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）、並びに介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年3月19日老認発0319第3号、令和6年4月1日一部改正）等により実施するものとする。
- 2 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において訪問型サービス費は算定しない。
- 3 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は算定しない。
- 4 利用者が一の訪問型サービス事業所において訪問型サービスを受けている間は、当該訪問型サービス事業所以外の訪問型サービス事業所が訪問型サービスを行った場合に、訪問型サービス費は算定しない。
- 5 同一建物減算については、区分支給限度基準額の算定に当たっては、当該減算前の単位数を算入する。また、同一建物減算は支給限度額管理の対象としない。
- 6 介護職員等処遇改善加算については、所定単位は算定した単位数の合計単位数とし、支給限度額管理の対象としない。
- 7 アセスメントにより作成したケアプランを適切に提供するため、第5週目が発生する月の5週目にサービスの提供が必要な場合は、5週目にあってもサービスの提供を行うものとする。
- 8 事業対象者に訪問型独自サービス（13）を適用できる場合は、退院直後で集中的に当該サービスを利用することが自立支援につながると認められる場合等とする。